

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第42号

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則

香川県産業交流センター規則（平成6年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第7条、第8条関係）			別表（第7条、第8条関係）		
1 略			1 大展示場、大会議室又は中会議室を分割して利用する場合の使用料		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
大展示場			大展示場		
大展示場A（大展示場を3分割した場合の南側部分をいう。以下同じ。）及び大展示場B（大展示場を3分割した場合の中央部分をいう。以下同じ。）を同時に利用する場合			大展示場A（大展示場を3分割した場合の南側部分をいう。以下同じ。）及び大展示場B（大展示場を3分割した場合の中央部分をいう。以下同じ。）を同時に利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）	午前9時から午後5時まで	<u>401,700円</u>	日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）	午前9時から午後5時まで	<u>358,700円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>200,900円</u>		午前9時から午後1時まで	<u>179,400円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>200,900円</u>		午後1時から午後5時まで	<u>179,400円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>200,900円</u>		午後5時から午後9時まで	<u>179,400円</u>
その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>335,000円</u>	その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>299,100円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>167,600円</u>		午前9時から午後1時まで	<u>149,600円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>167,600円</u>		午後1時から午後5時まで	<u>149,600円</u>
	午後5時から	<u>167,600円</u>		午後5時から	<u>149,600円</u>

大展示場B及び大展示場C（ 大展示場を3分割した場合の 北側部分をいう。以下同じ。） を同時に利用する場合 日曜日、土曜日及び休日	午後9時まで	
	午前9時から	<u>401,700円</u>
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>200,900円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>200,900円</u>
	午後5時まで	
	午後5時から	<u>200,900円</u>
	午後9時まで	
	その他の日	
	午前9時から	<u>335,000円</u>
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>167,600円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>167,600円</u>
	午後5時まで	
	午後5時から	<u>167,600円</u>
	午後9時まで	
大展示場Aを利用する場合 日曜日、土曜日及び休日	午前9時から	<u>222,100円</u>
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>111,100円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>111,100円</u>
	午後5時まで	
	午後5時から	<u>111,100円</u>
	午後9時まで	
	その他の日	
		午前9時から
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>92,500円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>92,500円</u>

大展示場B及び大展示場C（ 大展示場を3分割した場合の 北側部分をいう。以下同じ。） を同時に利用する場合 日曜日、土曜日及び休日	午後9時まで	
	午前9時から	<u>358,700円</u>
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>179,400円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>179,400円</u>
	午後5時まで	
	午後5時から	<u>179,400円</u>
	午後9時まで	
	その他の日	
	午前9時から	<u>299,100円</u>
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>149,600円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>149,600円</u>
	午後5時まで	
	午後5時から	<u>149,600円</u>
	午後9時まで	
大展示場Aを利用する場合 日曜日、土曜日及び休日	午前9時から	<u>198,300円</u>
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>99,200円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>99,200円</u>
	午後5時まで	
	午後5時から	<u>99,200円</u>
	午後9時まで	
	その他の日	
		午前9時から
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>82,600円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>82,600円</u>

大展示場Bを利用する場合 日曜日、土曜日及び休日	午後5時まで		午後5時まで	
	午後5時から	<u>92,500円</u>	午後5時から	<u>82,600円</u>
	午後9時まで		午後9時まで	
その他の日	午前9時から	<u>179,600円</u>	午前9時から	<u>160,400円</u>
	午後5時まで		午後5時まで	
	午前9時から	<u>89,800円</u>	午前9時から	<u>80,200円</u>
	午後1時まで		午後1時まで	
	午後1時から	<u>89,800円</u>	午後1時から	<u>80,200円</u>
その他の日	午後5時まで		午後5時まで	
	午後5時から	<u>89,800円</u>	午後5時から	<u>80,200円</u>
	午後9時まで		午後9時まで	
	午前9時から	<u>150,000円</u>	午前9時から	<u>133,900円</u>
	午後5時まで		午後5時まで	
その他の日	午前9時から	<u>75,000円</u>	午前9時から	<u>67,000円</u>
	午後1時まで		午後1時まで	
	午後1時から	<u>75,000円</u>	午後1時から	<u>67,000円</u>
	午後5時まで		午後5時まで	
	午後5時から	<u>75,000円</u>	午後5時から	<u>67,000円</u>
大展示場Cを利用する場合 日曜日、土曜日及び休日	午後9時まで		午後9時まで	
	午前9時から	<u>222,100円</u>	午前9時から	<u>198,300円</u>
	午後5時まで		午後5時まで	
その他の日	午前9時から	<u>111,100円</u>	午前9時から	<u>99,200円</u>
	午後1時まで		午後1時まで	
	午後1時から	<u>111,100円</u>	午後1時から	<u>99,200円</u>
	午後5時まで		午後5時まで	
	午後5時から	<u>111,100円</u>	午後5時から	<u>99,200円</u>
その他の日	午後9時まで		午後9時まで	
	午前9時から	<u>185,000円</u>	午前9時から	<u>165,200円</u>
	午後5時まで		午後5時まで	
	午前9時から	<u>92,500円</u>	午前9時から	<u>82,600円</u>
	午後1時まで		午後1時まで	
その他の日	午後1時から	<u>92,500円</u>	午後1時から	<u>82,600円</u>
	午後5時まで		午後5時まで	

	午後 5 時から 午後 9 時まで	<u>92,500円</u>			午後 5 時から 午後 9 時まで	<u>82,600円</u>
大会議室				大会議室		
大会議室 A (大会議室 (舞台 以外の部分) を 2 分割した場 合の西側部分をいう。以下同 じ。) を利用する場合	午前 9 時から 午後 5 時まで	<u>48,680円</u>		大会議室 A (大会議室 (舞台 以外の部分) を 2 分割した場 合の西側部分をいう。以下同 じ。) を利用する場合	午前 9 時から 午後 5 時まで	<u>43,460円</u>
	午前 9 時から 午後 1 時まで	<u>24,340円</u>			午前 9 時から 午後 1 時まで	<u>21,730円</u>
	午後 1 時から 午後 5 時まで	<u>24,340円</u>			午後 1 時から 午後 5 時まで	<u>21,730円</u>
	午後 5 時から 午後 9 時まで	<u>24,340円</u>			午後 5 時から 午後 9 時まで	<u>21,730円</u>
大会議室 B (大会議室 (舞台 以外の部分) を 2 分割した場 合の東側部分をいう。以下同 じ。) を利用する場合	午前 9 時から 午後 5 時まで	<u>38,950円</u>		大会議室 B (大会議室 (舞台 以外の部分) を 2 分割した場 合の東側部分をいう。以下同 じ。) を利用する場合	午前 9 時から 午後 5 時まで	<u>34,780円</u>
	午前 9 時から 午後 1 時まで	<u>19,480円</u>			午前 9 時から 午後 1 時まで	<u>17,390円</u>
	午後 1 時から 午後 5 時まで	<u>19,480円</u>			午後 1 時から 午後 5 時まで	<u>17,390円</u>
	午後 5 時から 午後 9 時まで	<u>19,480円</u>			午後 5 時から 午後 9 時まで	<u>17,390円</u>
中会議室				中会議室		
中会議室 A (中会議室を 2 分 割した場合の北側部分をいう。 以下同じ。) を利用する場合	午前 9 時から 午後 5 時まで	<u>11,960円</u>		中会議室 A (中会議室を 2 分 割した場合の北側部分をいう。 以下同じ。) を利用する場合	午前 9 時から 午後 5 時まで	<u>10,680円</u>
	午前 9 時から 午後 1 時まで	<u>5,980円</u>			午前 9 時から 午後 1 時まで	<u>5,340円</u>
	午後 1 時から 午後 5 時まで	<u>5,980円</u>			午後 1 時から 午後 5 時まで	<u>5,340円</u>
	午後 5 時から 午後 9 時まで	<u>5,980円</u>			午後 5 時から 午後 9 時まで	<u>5,340円</u>
中会議室 B (中会議室を 2 分 割した場合の南側部分をいう。 以下同じ。) を利用する場合	午前 9 時から 午後 5 時まで	<u>11,960円</u>		中会議室 B (中会議室を 2 分 割した場合の南側部分をいう。 以下同じ。) を利用する場合	午前 9 時から 午後 5 時まで	<u>10,680円</u>
	午前 9 時から 午後 1 時まで	<u>5,980円</u>			午前 9 時から 午後 1 時まで	<u>5,340円</u>
	午後 1 時から 午後 5 時まで	<u>5,980円</u>			午後 1 時から 午後 5 時まで	<u>5,340円</u>

	午後5時から 午後9時まで	5,980円
--	------------------	--------

2 略

区分	単位	使用料の額
大展示場		
全面を利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>93,300円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>77,400円</u>
大展示場A及び大展示場Bを同時に利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>60,000円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>49,800円</u>
大展示場B及び大展示場Cを同時に利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>60,000円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>49,800円</u>
大展示場Aを利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>33,300円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>27,600円</u>
大展示場Bを利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>26,900円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>22,300円</u>
大展示場Cを利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>33,300円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>27,600円</u>
小展示場		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>31,600円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>26,300円</u>
第1屋外展示場		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>7,500円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>6,300円</u>
第2屋外展示場		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>9,000円</u>

	午後5時から 午後9時まで	5,340円
--	------------------	--------

2 午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合及びあらかじめ承認を受けた時間を超えて利用する場合の使用料

区分	単位	使用料の額
大展示場		
全面を利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>83,300円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>69,100円</u>
大展示場A及び大展示場Bを同時に利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>53,600円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>44,500円</u>
大展示場B及び大展示場Cを同時に利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>53,600円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>44,500円</u>
大展示場Aを利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>29,700円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>24,600円</u>
大展示場Bを利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>24,000円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>19,900円</u>
大展示場Cを利用する場合		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>29,700円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>24,600円</u>
小展示場		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>28,200円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>23,500円</u>
第1屋外展示場		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>6,700円</u>
その他の日	1時間当たり	<u>5,600円</u>
第2屋外展示場		
日曜日、土曜日及び休日	1時間当たり	<u>8,000円</u>

その他の日	1時間当たり	<u>7,400円</u>
大会議室		
舞台以外の部分		
全面を利用する場合	1時間当たり	<u>13,120円</u>
大会議室Aを利用する場合	1時間当たり	<u>7,280円</u>
大会議室Bを利用する場合	1時間当たり	<u>5,840円</u>
舞台	1時間当たり	<u>2,900円</u>
中会議室		
全面を利用する場合	1時間当たり	<u>3,560円</u>
中会議室Aを利用する場合	1時間当たり	<u>1,780円</u>
中会議室Bを利用する場合	1時間当たり	<u>1,780円</u>
小会議室	1時間当たり	<u>1,180円</u>
特別会議室	1時間当たり	<u>5,310円</u>

3 略

区分	単位	使用料の額
大展示場		
全面を利用する場合	1時間当たり	<u>25,100円</u>
大展示場A及び大展示場Bを同時に利用する場合	1時間当たり	<u>16,100円</u>
大展示場B及び大展示場Cを同時に利用する場合	1時間当たり	<u>16,100円</u>
大展示場Aを利用する場合	1時間当たり	<u>9,000円</u>
大展示場Bを利用する場合	1時間当たり	<u>7,200円</u>
大展示場Cを利用する場合	1時間当たり	<u>9,000円</u>
小展示場	1時間当たり	<u>6,400円</u>
大会議室		
舞台以外の部分		
全面を利用する場合	1時間当たり	<u>1,690円</u>
大会議室Aを利用する場合	1時間当たり	<u>950円</u>
大会議室Bを利用する場合	1時間当たり	<u>740円</u>
舞台	1時間当たり	<u>490円</u>
中会議室		
全面を利用する場合	1時間当たり	<u>430円</u>
中会議室Aを利用する場合	1時間当たり	<u>210円</u>

その他の日	1時間当たり	<u>6,600円</u>
大会議室		
舞台以外の部分		
全面を利用する場合	1時間当たり	<u>11,710円</u>
大会議室Aを利用する場合	1時間当たり	<u>6,500円</u>
大会議室Bを利用する場合	1時間当たり	<u>5,210円</u>
舞台	1時間当たり	<u>2,590円</u>
中会議室		
全面を利用する場合	1時間当たり	<u>3,180円</u>
中会議室Aを利用する場合	1時間当たり	<u>1,590円</u>
中会議室Bを利用する場合	1時間当たり	<u>1,590円</u>
小会議室	1時間当たり	<u>1,050円</u>
特別会議室	1時間当たり	<u>4,740円</u>

3 冷暖房使用料

区分	単位	使用料の額
大展示場		
全面を利用する場合	1時間当たり	<u>22,400円</u>
大展示場A及び大展示場Bを同時に利用する場合	1時間当たり	<u>14,400円</u>
大展示場B及び大展示場Cを同時に利用する場合	1時間当たり	<u>14,400円</u>
大展示場Aを利用する場合	1時間当たり	<u>8,000円</u>
大展示場Bを利用する場合	1時間当たり	<u>6,400円</u>
大展示場Cを利用する場合	1時間当たり	<u>8,000円</u>
小展示場	1時間当たり	<u>5,700円</u>
大会議室		
舞台以外の部分		
全面を利用する場合	1時間当たり	<u>1,510円</u>
大会議室Aを利用する場合	1時間当たり	<u>850円</u>
大会議室Bを利用する場合	1時間当たり	<u>660円</u>
舞台	1時間当たり	<u>440円</u>
中会議室		
全面を利用する場合	1時間当たり	<u>380円</u>
中会議室Aを利用する場合	1時間当たり	<u>190円</u>

中会議室Bを利用する場合	1時間当たり	<u>210円</u>
小会議室	1時間当たり	<u>130円</u>
特別会議室	1時間当たり	<u>220円</u>

4 略

区分	単位	使用料の額
電気特別使用料	使用量1キロワット時当たり	<u>52円</u>
水道特別使用料	使用量1立方メートル当たり	<u>417円</u>

備考

略

5 略

区分	単位 (1日につき)	使用料の額
机	1脚	<u>170円</u>
椅子	1脚	<u>110円</u>
展示用パネル	1枚	<u>220円</u>
販売用ワゴン	1台	<u>2,140円</u>
販売用台	1台	<u>220円</u>
折畳み式ステージ (大)	1台	<u>2,360円</u>
折畳み式ステージ (小)	1台	<u>2,020円</u>
演台	1台	<u>1,050円</u>
司会者台	1台	<u>570円</u>
花台	1台	<u>570円</u>
ベルトパーテーション	1本	<u>220円</u>
コードレス電話機	1台	<u>1,420円</u>
高所作業台	1台	<u>2,360円</u>
ホワイトボード	1台	<u>570円</u>
金びょうぶ	1双	<u>2,140円</u>
間仕切りパネル	1枚	<u>570円</u>
チケットブース	1台	<u>2,360円</u>
屋外用テーブルセット	1式	<u>460円</u>
ハイビジョン設備 (小展示場)	1式	<u>29,880円</u>
ビデオプロジェクター設備 (大 会議室)	1式	<u>5,960円</u>
ビデオプロジェクター設備 (中 会議室)	1式	<u>2,970円</u>

中会議室Bを利用する場合	1時間当たり	<u>190円</u>
小会議室	1時間当たり	<u>120円</u>
特別会議室	1時間当たり	<u>200円</u>

4 電気特別使用料及び水道特別使用料

区分	単位	使用料の額
電気特別使用料	使用量1キロワット時当たり	<u>46円</u>
水道特別使用料	使用量1立方メートル当たり	<u>372円</u>

備考

略

5 附属設備及び器具の使用料

区分	単位 (1日につき)	使用料の額
机	1脚	<u>150円</u>
椅子	1脚	<u>100円</u>
展示用パネル	1枚	<u>200円</u>
販売用ワゴン	1台	<u>1,910円</u>
販売用台	1台	<u>200円</u>
折畳み式ステージ (大)	1台	<u>2,110円</u>
折畳み式ステージ (小)	1台	<u>1,800円</u>
演台	1台	<u>940円</u>
司会者台	1台	<u>510円</u>
花台	1台	<u>510円</u>
ベルトパーテーション	1本	<u>200円</u>
コードレス電話機	1台	<u>1,270円</u>
高所作業台	1台	<u>2,110円</u>
ホワイトボード	1台	<u>510円</u>
金びょうぶ	1双	<u>1,910円</u>
間仕切りパネル	1枚	<u>510円</u>
チケットブース	1台	<u>2,110円</u>
屋外用テーブルセット	1式	<u>410円</u>
ハイビジョン設備 (小展示場)	1式	<u>26,680円</u>
ビデオプロジェクター設備 (大 会議室)	1式	<u>5,320円</u>
ビデオプロジェクター設備 (中 会議室)	1式	<u>2,650円</u>

液晶モニター（特別会議室）	1台	<u>5,960円</u>	液晶モニター（特別会議室）	1台	<u>5,320円</u>
移動式液晶モニター	1台	<u>5,960円</u>	移動式液晶モニター	1台	<u>5,320円</u>
マイクロホン付演台	1台	<u>1,160円</u>	マイクロホン付演台	1台	<u>1,040円</u>
マイクロホン	1本	<u>940円</u>	マイクロホン	1本	<u>840円</u>
スポットライト（1キロワット）	1台	<u>830円</u>	スポットライト（1キロワット）	1台	<u>740円</u>
ピンスポットライト	1台	<u>830円</u>	ピンスポットライト	1台	<u>740円</u>
パーライト	1台	<u>830円</u>	パーライト	1台	<u>740円</u>
スポットライト（500ワット12 灯）（大会議室）	1列	<u>1,770円</u>	スポットライト（500ワット12 灯）（大会議室）	1列	<u>1,580円</u>
ボーダーライト（大会議室）	1列	<u>1,770円</u>	ボーダーライト（大会議室）	1列	<u>1,580円</u>
ホリゾントライト（大会議室）	1列	<u>1,770円</u>	ホリゾントライト（大会議室）	1列	<u>1,580円</u>

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。